

「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します

物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するために給付金を支給します。

【ひとり親世帯の方】

対象者

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者(申請不要)

②公的年金給付等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない

方で収入額が児童扶養手当の収入基準額を下回っている方(要申請)

③食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、児童扶養手当を受けることができる

水準まで収入が減少した方(要申請)

※①の方は、すでに支給済みです。

支給額

児童1人当たり一律5万円

申請方法

市ウェブサイトをご覧ください。

申請期限

令和6年2月29日(木)

【ひとり親世帯以外の方】対象者

①令和4年中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方(申請不要)

②平成17年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は平成15年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育しており、令和5年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(要申請)

※ひとり親世帯分の給付を受けた方を除きます。

※①の方は、すでに支給済みです。

支給額

児童1人当たり一律5万円

申請方法

市ウェブサイトをご覧ください。

申請期限

令和6年2月29日(木)

◎問い合わせ・申請先:

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

Fax(22)1547

地震防災対策の現状調査に関するアンケート

内閣府では、今後の防災対策に皆さんの声を反映させるため、避難意識等に関する調査を実施します。

回答内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用します。

回答フォームURL

<https://en.surece.co.jp/kai/2023/>

kaiko2023/



回答フォームQRコード

実施期間 7～8月頃

留意点

・回答は1人1回限りとなります。

・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。

また、記述式の設問は可能な限り具体的に回答ください。

◎問い合わせ:

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)付

☎(03)3501)6996

福島県産米の検査について

福島県産米は、生産対策として、放射性物質の吸収抑制対策を徹底しています。また、流通対策として、平成24年産米から県内で生産される全ての米を検査(全量全袋検査)してきました。

令和2年産米からは、避難指示のあった区域等を除き、旧市町村(昭和25年2月1日時点)単位のモニタリング検査に移行しました。

令和5年産米は、旧市町村ごとに1点のモニタリング検査を行い、安全性を確認して出荷・販売されます。

生産者の皆さんには、モニタリング検査を円滑に行い、新米を早期に出荷するため、ご協力をお願いします。

◎問い合わせ:

福島県東北農林事務所安達農業普及所

☎(22)1127

Fax(22)8533

農業振興課農産振興係

☎(55)5117

Fax(22)8533



指定管理者を公募

市の施設の管理業務を行う指定管理者を公募します。

申請資格

当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる、法人その他の団体

対象施設等 左表のとおり

公募要領の配付期間

8月17日(木)まで

施設	指定期間	問い合わせ
道の駅 さくらの郷	R6.4.1～R9.3.31 (3年間)	財政課契約係 ☎(55)5082 Fax(22)7023 岩代支所地域振興課 ☎(65)2800 Fax(55)3005
道の駅 ふくしま東和	R6.4.1～R11.3.31 (5年間)	財政課契約係 ☎(55)5082 Fax(22)7023
ウディハウスとうわ	R6.4.1～R11.3.31 (5年間)	東和支所地域振興課 ☎(66)2490 Fax(46)4122